

民主党原発事故影響対策プロジェクトチーム

第1次報告

平成23年8月3日

原発事故影響対策PT座長 荒井 聡

3月11日に発災した東日本大震災は、未曾有の被害を被災地にもたらし、加えて、東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害を惹起した。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束せず、漏出放射性物質への対応、ガレキの処理、汚染水の処理など課題が山積している。

当PTにおいては、これまで30回の総会を行い、迅速な賠償のための原子力被害への補償スキームの策定を始め、放射線がヒトに与える影響、危機管理体制の整備、情報公開のあり方、国際条約への締結の是非、汚染水処理などについて、諸外国の原子力災害の経験を踏まえ、内外の有識者の意見を参考に様々な提言を取りまとめ、二次補正予算案などにその提言を反映させてきた。

一刻も早く、福島第一原子力発電所の原子力被害に終止符を打ち、放射能の危険にさらされている人たちに、安心と安全を感じてもらうために、これまでの検討の経緯と今後の対応への提言を以下に取りまとめる。

政府、特に政務三役におかれては、国民の代表であり国民に身近な存在である国会議員が取りまとめた本提言について重く受け止め、実現に向け尽力をいただきたい。加えて党PTの総会には可能な限りお運びをいただき、問題意識を共有して頂きたい。

一、これまでの総会における検討の経緯

1、原子力賠償支援機構法案の党内とりまとめ

当PTにおいては、4月25日に第1回の総会を開催して以来、27回の総会、それを上回る役員会、事務局次長よりなる事務局会議を精力的に開催してきた。まず着手したのは、原子力災害による被害者救済の枠組みづくりである。別紙の通り、5月12日には、迅速な補償を行うため、「原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合」に対して、いち早く「今般の政府の支援の枠組みに加え、損害賠償金の政府による立替払いを可能とする制度等の創設を検討すること」の提言を行い、また5月17日には、「原発事故被災者救済のための支援の枠組みに係る法案の準備作業を可及的速やかに行い、今国会に提出し成立を期すこと」の提言を行った。提言を行うに際しては、関係閣僚会

合の当初の決定日時を先延ばしした上で、党所属議員の意見集約を行うなど、民主党の掲げる「政府与党の一体化」の中で、党の意見を政府の決定に反映させる努力を重ねてきた。

しかるに、「原子力損害賠償支援機構法案」の提出が、6月14日と大幅に遅れたことは誠に遺憾であり、政府には猛省を促したい。

法案については、関係者の尽力により修正の上成立した。この上は被災者に迅速かつ十分な補償が行われるよう、党PTからも政府に求めるものである。

2、原子力損害賠償制度に関する国際条約への参加の件

次に、原発事故に関する国際協力体制のあり方について、海外専門家との意見交換も踏まえ、検討を行った。

わが国においては、現在、原子力損害賠償制度に関する国際条約はウィーン条約など3条約が存在しているが、いずれもわが国は未加盟であり、国際協力への不備が明らかになった。

そこで、原子力損害賠償制度に関する国際条約の内、CSC（原子力損害の補完的補償条約）は、①我が国の原子力損害賠償制度との親和性が高いこと、②米国が主導する国際的枠組みであり、アジアを中心に参加国が広がる可能性が高いこと、③我が国の締結により直ちに発効することから我が国の存在感が発揮できること、等により我が国のCSCへの参加を軸に検討を進めるべきと考える。政府においては目下鋭意検討中とのことであるが、他の条約との比較検討を含めて一刻も早く結論を出すよう、強く要請する。

3、第二次補正予算案への提言

原子力賠償法と複雑に関係することから、第一次補正予算から、原発事故対策費は計上を見送り、これが政府の事故対策を困難にした。この経緯から、当PTは、当初より積極的な予算を主張したが、第二次補正予算の総理指示は、直接東電の補償スキームに係る予算に限定されるものを対象とし、党各部門の予算案に向けた議論に制約がかかった。そこで、PTとして、政府の事故対策として当面不可欠な予算案をPTにおける議論からまとめ、各部門の座長が参加する役員会で集約し、これを第二次予算案への提言として政府に提出した。主な内容は、担当大臣の下に作られるチームが活動するための予算、環境モニタリングのための十分な予算、除染の研究と試行のための予算、被ばくモニタリングと長期健康管理スキームのための予算、ならびに放射性廃棄物の対策予算等であ

る。その結果、これらの提案の大部分が第二次補正予算に盛り込まれた。

4、 原発事故収束について

東京電力福島第一原子力発電所事故収束は、国民の最大の関心事である。当PTにおいては、関係省庁、東京電力のみならず、国内はもとより、海外からも有識者・事故対応経験者を招いてヒヤリングを行った。

海外機関との連携による安全性向上の取組、汚水処理の仕組み、除染対策、福島第一原発事故における放射線被曝の問題と対応、スリーマイル島から福島第一原発事故への教訓、福島原発事故をめぐる影響、ストレステストを参考にした安全評価の導入等、セシウム汚染牛について、数理統計調査のあり方等々についてである。これらの議論を踏まえ、政府に対して次の通り提言をとりまとめる。

二、 総会での議論を踏まえた提言

<緊急に講ずべき施策>

1、 福島第一原発収束に関する国の役割の明確化

今般の福島第一原子力発電所事故が、国際的事故評価尺度（INES）で「深刻な事故」とされるレベル7であることに鑑み、福島第一原子力発電所の冷温停止、廃炉に向けて、国の役割を明確化し、より積極的にコミットするべきである。具体的には、例えば汚染水の処理について、国が独自にその方法を研究しパイロットプラントを構築することや、東京電力による収束工程表の絶えざる評価と見直し・助言に加えて、東京電力の収束工程表とは別のバックアッププランを策定するなど、国が総力を挙げて福島第一原子力事故の収束にあたるべきである。必要とあれば国費の投入も躊躇うべきではない。また廃炉が不可能な場合の検討についても行うべきである。

2、 福島第一原発付近の土地の国有化

現在、福島第一原発の冷温停止に向けて、関係者が尽力しているところであるが、冷温停止後も、原子炉内の核燃料を取り出し、使用済み核燃料を安全な場所に移管するまでには、膨大な年月を必要とすることが予想される。使用済み核燃料は、全世界でその最終処分方法が検討されているところであるが、現行の種々の処分方法に照らし合わせても、現在の福島第一原発の状況下に10000本以上の使用済み核燃料を放置した上で、近隣に人の居住を認めることなどあり得ない。

政府は、一刻も早く、福島第一原発付近の土地について、現在の「特定避難勧奨地点」

も含めて正確な放射線量測定を行い、基準を作った上で、居住が長期間にわたり不可能な場合においては、住民に丁寧な説明を行って理解を得た上で国有化を行い、住民については移住を促し十分な支援策を講ずることを推奨する。その際、コミュニティ単位の移住に対しては、国有地の提供を含め、最大限の支援を行うことが必要であると考えます。

3、 自主的避難住民への支援

原発事故によって影響を受けた地域は、これまでに政府が指定した避難区域や警戒区域よりはるかに広がりがあることは、牛肉からのセシウム値やホットスポットの存在によって明らかである。外部被ばくや内部被ばくへの不安から自主的に避難・移住を望む人々に対しても、支援の手を差し伸べる必要がある。その上で、今後これらの地域の復興を本格的に行い、科学的なモニタリング情報を基本にまちづくり等が計画されることを推奨する。

4、 放射線モニタリングと生活環境の回復・除染

放射性物質による環境汚染の影響は長期にわたり、また、その実態も未だすべて把握されていない状況にある。モニタリングに関しては、国際的に再検証可能なデータ、処理方法の開示等、信頼性を飛躍的に高めるための最大限の努力を求める。環境モニタリングに関しては、海、森林、土壌、地上・地下水脈を網羅すべきであり、その範囲を広げるべきである。

早急に、さらなるモニタリング体制の充実(人員、機器の整備)、ガイドラインの作成(基準作りと汚染物の処分方法)、効果的な除染技術の確立を図り、生活域での安全・安心を確立すべきである。また、漂流瓦礫の回収が進んでいない現状を踏まえ、漁業者の協力を得ながらその仕組みを確立すべきである。

5、 放射性物質を帯びたガレキ等の移送先

福島第一原発内の放射性物質を帯びたガレキの処理はもとより、発電所外の放射性ガレキや放射能に汚染された土壌等についても、法整備を行った上で早急に処理をしなければならないが、最大の問題は、それら放射性ガレキの移送先である。

現在、当PTを中心として議員立法により放射性ガレキ処理法案を準備しているところであるが、政府は、これら放射性物質に汚染されたガレキ等の処理及び移送先を早急に選定し、国と地方自治体の役割分担を明確にするべきである。

6、 食品の安全、被ばくモニタリングと健康管理スキーム

人々の被ばくへの恐怖・不安を解消し、特に子どもや妊婦の安全を確保するため、健康診断における被ばくチェックの範囲を広げ充実させる必要がある。加えて福島県から県外へ自主避難している人々や、近隣県在住で然るべき不安を感じている人々もその対象とするべきである。また、甲状腺チェックと同時に、セシウム等の被ばく実態を計測するための尿検査等も考慮することを推奨する。検査結果の統計学処理においては、個人情報保護に留意するとともに国際的な水準の科学性をもつ然るべき体制をとる必要がある。また人々の内部被ばくの原因となる農産物などの食料に対しても、国際的な信用を取り戻すに足る検査体制に充実させる。

7、 不安・ストレス等社会心理的問題への対応

放射能という見えざる因子に対する社会不安の高まりは、復興の大きな阻害因子になるほどに高まっている。これは、政府をはじめとする当局の不必要に楽観的で、かつ遅すぎる情報発信と、これに基づいた限定的対応が信頼を失った結果である。この不信が続く限り人々の精神的苦痛は緩和されず、復興への足かせとなる。政府は、これまでの情報発信のあり方の不備を認め、今後の情報発信のあり方や対応のスピードについては、根本的な転換を行うべきである。また、これまでの国民をある方向へ誘導するような啓蒙、教育的資料の提供を、科学的知見に基づいて国民が自ら判断するための材料、機会の提供に変えてゆくべきである。

8、 原子力損害賠償支援機構の国会による監視の強化

現在行われている東京電力の経営・財務調査委員会による資産査定の結果を原子力損害賠償支援機構の運営と東京電力の特別事業計画に十分反映させる必要がある。また政府及び機構は、機構の活動状況及び財務状況、特別資金援助を受ける東京電力の特別事業計画の実施状況等を国会に対して半期毎に報告し質問を受けることにより、機構運営の透明性を担保するとともに、国民負担の最小化や安易な電力料金値上げの回避に努める。一方政府は、東京電力の株式や電力債の市場動向を注視して、機構と協力して東京電力の経営状況に起因した金融市場の大きな混乱や金融システムの機能不全が発生することのないように努力する。東京電力及び他電力の電力供給の安定化に必要な場合には、機構は、直接発行企業からのみならず、流通市場からも電力債や CP 等を買上げるべきである。

＜今回の事態を受けて恒久的に取り組むべき施策＞

9、国会に「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」を設立

政府による福島原発事故調査委員会だけではなく、国会法を改正し、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」を設置し、将来的には米国NTSB（国家運輸安全委員会）のような恒久的独立調査委員会を設置し、将来の大規模事故・災害に備えるべきである。

10、緊急事態庁（日本版FEMA）の創設

主要国のほとんどが何らかの緊急事態即応行政組織を有しており、日本の縦割り官僚組織による対応が被害を拡大したと批判されている。原発事故のみならず、口蹄疫や鳥インフルエンザのようなグローバルな疫病発生、地球温暖化による集中豪雨など天然災害などのような大規模災害に対応するために、米国FEMA（連邦緊急事態庁）のような、緊急事態即応組織（日本版FEMA）をつくり、人材の育成、組織記憶の維持、即応展開、対応マニュアル作成、シミュレーション指導、自治体・企業・NGO間調整などを担う行政組織を作るべきである。

11、国立原子力減災総合研究所を福島に創設

原発事故は、単に自然災害に施設・機材が耐えられなかっただけでなく、原子力を取りまく、電力会社、産業界、学会の問題、地域社会との関係さらに軍事、外交関係、原子力と安全保障、原子力と未来社会など、単に原子力発電所だけでなく、広範な分野、多様なステークホルダー、未来を見据えた時間軸など広範・長期の考察がなければ防げないことが明らかになった。すでに米国では原子力開発創生期よりサンディア研究所を設置し、そのような分析を行い、社会における原子力のあり方、被害の可能性などの研究を続けているが、こうした視点をまったく欠いたまま日本の原子力行政が行われてきたことを反省し、原子力と社会との諸関係をしっかり把握するべきである。

12、原子力安全維持の基盤となる科学技術発展と人材養成

キャッチアップ型の技術開発を行ってきた我が国には、テクニクとしての技術はあっても、総合的なテクノロジーとしての原子力科学技術は未発達である。また、テクノロジーは、その基盤としての体系的科学の発達によって支えられるものである。この体系的科学基盤を欠いたままでは、原発の安全確保は不可能である。総合的なシステムとしての原発をプロデュース、マネージするための人材育成システムをこの科学の下に作る事が急がれる。また、現在は原発の安全を点検し、審査する人間の養成機能があまり

にも脆弱であり、事業者のノウハウに頼り、そのデータ改ざんも見破る事ができていない。別途、これらの専門家の養成体制を早急につくる必要がある。

13、これからの時代にふさわしい原子力行政のあり方

国際原子力機関（IAEA）閣僚会議への政府報告書にもある通り、経済産業省原子力安全・保安院による一次規制機関としての安全規制、内閣府原子力安全委員会による一次行政機関の規制の監視、緊急時における関係の自治体や各省による環境モニタリングの実施など、原子力安全確保に関係する行政組織が分かれていることにより、国民に対して災害防止上十分な安全確保活動が行われることに第一義的責任を有する者の所在が不明確であった。また平時においても、原子力政策に関する企画立案と規制監督が経済産業省に併存する現行制度が多く弊害を生み、今回の災害の遠因になった面は否めない。

原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、原子力安全委員会や文部科学省なども含めて原子力安全規制行政や環境モニタリングの実施体制の見直しの検討に着手すべきである。加えて使用済み核燃料の中長期的な保管処分についても早急な再検討すべきである。

原発事故影響対策PT

【役員会】

- 第一回
 - ・ 4月18日 16:00～
役員構成の確認
今後の運営について

- 第二回
 - ・ 4月25日 15:00～
第1回PT総会について
今後の取組むについて

- 第三回
 - ・ 5月2日 14:00～
原子力損害賠償紛争審査会第一次指針について (文部科学省)
補償のスキームについて (鈴木・経済被害対応本部事務局長)
今後の取組みについて
今後のメディア対応について

- 第四回
 - ・ 5月6日 17:00～
補償のスキームについて (鈴木・経済被害対応本部事務局長)

- 第五回
 - ・ 5月9日 14:30～
補償のスキームについて (鈴木・経済被害対応本部事務局長)

- 第六回
 - ・ 5月10日 13:00～
補償のスキームについて (鈴木・経済被害対応本部事務局長)
電気料金の仕組みについて (資源エネルギー庁)

- 第七回
 - ・ 5月11日 13:45～
補償のスキームについて (鈴木・経済被害対応本部事務局長)

- 第八回
 - ・ 5月12日 16:00～
賠償のスキームについて
緊急支援措置について (鈴木・経済被害対応本部事務局長)

- 第九回
 - ・ 5月16日 14:30～
原発事故影響対策PTの見解(案)について
今後の取り組みについて
原発事故影響対策PT意見(5月12日)の取り扱いについて

- 第十回
 - ・ 5月17日 16:00～
福島第一原発事故収束に向けた道筋について(小森・東京電力常務)
東京電力福島第一原発事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ
(深野・保安院原子力災害特別対策監)
原子力被災者への対応に関する当面のロードマップ(案)
(菅原・被災者支援チーム事務局長補佐)

- 第十一回
 - ・ 5月23日 14:30～
チェルノブイリ事故について (武田・欧州復興開発銀行技術顧問)
教科書としてのチェルノブイリ (谷岡・参議院議員)

- 第十二回
 - ・ 5月30日 14:30～
サミットにおける原発事故に関する議論 (宮川・外務省軍縮不拡散科学部長)
本日の総会の議題について

○ 第十三回-1

- ・ 5月31日 15:00～

原発事故・チェルノブイリと福島

【ロバート・ゲイル博士】

○ 第十三回-2

- ・ 6月6日 14:30～

特定原子力事故に係る特定農業者等及び特定漁業者等に対する立替払金の支払いに関する法律案（仮称・骨子）について

（佐々木・農林水産部門会議座長）

<13回がダブりのため14回は抜け>

○ 第十五回

- ・ 6月8日 14:30～

原発事故影響対策PT意見（案）

国際原子力賠償制度の取扱いについて

○ 第十六回

- ・ 6月13日 13:00～

原子力損害賠償支援機構法案について

○ 第十七回

- ・ 6月16日 10:00～

「放射能物質を捕える」

（太田 富久 金沢大学教授）

○ 第十八回

- ・ 6月23日 15:15～

予算提言案について

○ 第十九回

- ・ 6月27日 14:30～

第二次補正予算について

- 第二十回
 - ・ 7月4日 14:30～
第二次補正予算について
今後の取組みについて

 - 第二十一回
7月13日 13:00～
役員構成について
今後の取組みについて

 - 第二十二回
7月19日 15:30～
今後の取組みについて

 - 第二十三回
7月21日 15:45～
国会に事故調査委員会設置をする件について

 - 第二十四回 13:30～
国会に事故調査委員会設置をする件について

 - 第二十五回 14:30～
復興基本方針へのP T提言について

 - 第二十六回
8月2日 14:00～
P T第1次報告（案）について

 - 第二十七回
8月3日 12:00～
規制行政の在り方について細野大臣より説明
- 細野豪志内閣府特命担当大臣

原発事故影響対策PT

【総会】

- 第一回
 - ・ 4月25日 15:30～
福島第一原発事故対策についての概要（細野総理大臣補佐官）
原子力被災者支援について（松下・被災者支援チーム事務局長）
原発事故被害の補償について（鈴木・経済被害対応本部事務局長）

- 第二回
 - ・ 5月9日 15:00～
福島第一原発事故に係る今後の課題等について（山名・京都大学教授）
補償のスキームについて（鈴木・経済被害対応本部事務局長）

- 第三回
 - ・ 5月10日 15:30～
補償のスキームについて（鈴木・経済被害対応本部事務局長）
電気料金の仕組みについて（資源エネルギー庁）

- 第四回
 - ・ 5月11日 14:15～
補償のスキームについて（鈴木・経済被害対応本部事務局長）
福島原発事故についてヒアリング（電気事業連合会、電力総連）

- 第五回
 - ・ 5月12日 16:30～
賠償のスキーム・緊急支援措置について（海江田・原子力経済被害担当大臣）
（鈴木・経済被害対応本部事務局長）

- 第六回
 - ・ 5月16日 15:00～
福島原発事故の収束について（大前・株ビジネス・ブレイクスルー社長）

○ 第七回

・ 5月17日 16:30～

原子力被災者への対応に関する当面のロードマップ

東京電力福島第一原発事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ

(松下・被災者支援チーム事務局長)

(菅原・被災者支援チーム事務局長補佐)

(深野・保安院原子力安全特別対策監)

東京電力福島第一原発事故収束に向けた道筋について

(細野・総理大臣補佐官)

○ 第八回 (経済産業部門会議と合同)

・ 5月20日 12:50～

福島原発に対する工程表について

(松下・被災者支援チーム事務局長)

(細野・総理大臣補佐官)

○ 第九回

・ 5月23日 15:30～

教科書としてのチェルノブイリ

(谷岡・参議院議員)

○ 第十回

・ 5月30日 15:00～

海外機関との連携による安全性向上の取組

(藤江・日本原子力技術協会理事長)

原発事故に関する国際協力体制のあり方

(首藤・衆議院議員)

サミットにおける原発事故に関する議論について

(宮川・外務省軍縮不拡散・科学部長)

○ 第十一回

・ 6月6日 15:00～

汚水処理の仕組みについて

(平野・日立プラント水処理システム事業部長)

(奥野・同副事業部長)
除染対策について (藤本・農林水産省技術会議事務局研究総官)
原子力損害賠償紛争審査会第二次指針 (林・文部科学大臣政務官)
特定原子力事故に関する特定農業者等及び特定漁業者に対する立替払いに関する法案
(福島・原子力災害に関する農林水産物被害緊急対策WT事務局長)

○ 第十二回

・ 6月7日 14:30～

福島第一原発中長期対策について (馬淵・総理大臣補佐官)
I A E A閣僚会議における日本の報告書 (細野・総理大臣補佐官)
I A E A調査団の報告について (保安院)

○ 第十三回

・ 6月8日 15:00～

福島第一原発事故における放射線被曝の問題と対応 (菅谷・松本市長)

○ 第十四回

・ 6月9日 11:45～

「スリーマイル島から福島第一原発事故への教訓について」
(レイク・バレット氏元米原子力規制委員会 (NRC) スリーマイル島現場)

○ 原発事故影響対策PT (総会 15回)・文部科学部門・農林水産部門・経済産業部門・財務金融部門合同会議

・ 6月13日 13:30～

「原子力損害賠償支援機構法案」について

○ 原発事故影響対策PT (総会 16回)・文部科学部門・外務部門・経済産業部門・法務部門合同会議

・ 6月15日 13:00～

原子力損害賠償関連条約について文部科学省、外務省からヒアリング、討議

(文部科学省、外務省)

原発関連二次補正予算について主計局からヒアリング
「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋（東京電力）」
改定版について

(第17回は存在せず、番号飛び)

○ 第十八回

- ・ 6月23日 13:30～

IAEA 閣僚会議について海江田経済産業大臣より報告
原子力事故収束に向けた取組みと予算、被災者生活支援施策と予算について
原発関連二次補正予算について主計局からヒアリング
「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋（東京電力）」
改定版について

○ 第十九回

- ・ 6月24日 8:00～

「福島原発事故の現状」について
講師：元放射線医学研究所 木村真三 博士

○ 第二十回

- ・ 6月27日 15:00～

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会について
IAEA 会議報告等について

○ 第二十一回

- ・ 7月4日

福島原発事故をめぐる影響等について
講師：イェンツ・ウヴェ・シュモック 物理学博士

○ 第二十二回

- ・ 7月6日

第2次補正予算について (関係各省)
放射能に汚染された廃棄物等に関する法規制について (田島一成議員)

○ 第二十三回

・ 7月13日

「ストレステストを参考にした安全評価の導入等」に 経済産業省、内閣府
ついて

○ 第二十四回

・ 7月19日

東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた 園田康博内閣府政務官
取組について
原子力被災者への対応の関する当面の取組について

○ 第二十五回

・ 7月20日

セシウム汚染牛について 筒井信隆農水副大臣

○ 第二十六回

・ 7月22日

福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質に
よる汚染の対応と対策に関する特別措置法 (仮称) について 田島一成PT幹事
原子力損害賠償紛争審査会中間とりまとめの進捗状況について 林久美子文部科学省
大臣政務官

第二十七回

・ 7月25日

原子力損害賠償支援機構法案 (政府提出)・平成二十三年原子力
事故による被害に係る緊急措置法案 (自・公・み・たちあがれ・改革)
に係る、民自公修正協議報告 後藤斎議員
事実と虚構の境界ー統計 (モニタリング調査) でウソをつく
いろいろな手口を中心にー

講師: 谷岡 一郎 大阪商業大学 学長

第二十八回

・8月2日 14:30～

「ホットスポットの形成について」ヒアリング

講師：

大原利眞 国立環境研究所 地域環境センター長

三上正男 気象庁 気象研究所環境・応用気象研究部部長

永井晴康 日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学件研究部門

環境動態研究グループリーダー

第二十九回（環境部門との合同）

・8月3日 15:00～

災害廃棄物の処理に関する特措法案に関する

与野党協議状況について

後藤斎 議員

福島第一原子力発電所の事故におり放出された放射性物質

による汚染の対処に関する特別措置法案（仮）について 田島一成PT幹事

放射性廃棄物に係る対策について、福島県及び県内市町村

よりヒアリング

内堀副知事、原郡山市長、佐藤西郷村長

第三十回

・8月3日 16:00～

PT第一次報告（案）について

原発事故影響対策PT意見

平成23年5月12日

民主党原発事故影響対策PT
座長 荒井 聡
事務局長 山口 壯

PTとしては、「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合決定に際し、以下のことを強く申し入れる。

- 原発事故の被災者支援の更なる充実に向けて、原発事故の被災者（生活者、農林漁業者、商工業者等）を一刻も早く救済するため、今般の政府の支援の枠組みに加え、損害賠償金の政府による立替払いを可能とする制度等の創設を検討すること。

原発事故影響対策PT意見

平成23年5月17日

民主党原発事故影響対策PT

座長 荒井 聡

事務局長 山口 壯

PTとしては、一刻も早い被災者救済を実現するために、5月13日に原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合が決定した「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」以下のことを強く申し入れる。

- 原発事故被災者救済のための支援の枠組みに係る法案の準備作業を可及的速やかに行い、今国会に提出し成立を期すこと。

【理由】

当PTは、原発事故被災者救済のための賠償スキームに係る法案の準備作業を可及的速やかに行い、今国会に提出することを政府に求めます。

この間、ある意味で急な話であったにも関わらず5回に亘りPT総会のスケジュールをやり繰りして集まり、熱心に議論を続けた多くの衆・参議員たちは、スキームの決定を急ぐ理由として、一日も早く法案を通し、被害に遇って苦しむ人々を支援することと理解してきました。当PTとして、数多くの疑問や異論を越えて5月12日中の政府案了承に至ったのは、政治家としての責任において、被災者たちを一刻も早く救わなければならないという一点において全員が一致したからと言っても過言ではありません。

しかるに、このスキームに関連する法案が提出されず、被災者救済が遅れるのであるならば、我々が夜を徹する覚悟で望んだ議論の結論は、単に東京電力という一企業の株主総会の日程の都合に合わせたものと誤解されます。

あくまでも、私たちが議論を集約させたのは、一刻も早い被害者の救済であることを重ねて申し添えます。 以上

民主党原発事故影響対策PT意見（案）

平成23年6月16日

原発事故影響対策PT座長	荒井 聰
文部科学部門会議座長	松崎哲久
外務部門会議座長	吉良州司
経済産業部門会議座長	後藤 斎
法務部門会議座長	辻 恵

原子力損害賠償制度に関する国際条約への参加の件

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力損害が国境を越えて他国にも及ぶことがありうることを認識し、原子力損害賠償の国際的枠組みの充実に我が国としても貢献していくべきとの観点から、原子力損害賠償制度に関する国際条約への参加について、主な三つの国際条約間の比較検証もふくめ、早急に関係省が連携して検討の上、結論を出すべきである。

その際、原子力損害賠償制度に関する国際条約の内、CSC（原子力損害の補完的補償条約）は、①我が国の原子力損害賠償制度との親和性が高いこと、②米国が主導する国際的枠組みであり、アジアを中心に参加国が広がる可能性が高いこと、③我が国の締結により直ちに発効することから我が国の存在感が発揮できること、等により我が国のCSCへの参加を軸に検討を進めるべきと考える。

以上